

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和3年3月18日（木）午後1時30分～午後5時10分

第2 出席者

1 公安委員会

大塚委員長、高橋委員、北村委員

2 県警察

滝澤警察本部長、渋谷警務部長、笹井生活安全部長、時田刑事部長、熊谷交通部長、野村警備部長、田中首席監察官、山口警察学校長、狩谷情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

渋谷警務部長から、滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(2) 滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則案について

渋谷警務部長から、滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(3) 滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則案について

渋谷警務部長から、滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

2 報告事項

(1) 令和3年度会計監査実施計画について

渋谷警務部長から、令和3年度会計監査実施計画について報告があった。その際、北村委員から「適正に執行いただくよう引き続き指導をいただきたい。」旨の発言があった。

(2) 滋賀県警察の組織の細目等に関する訓令の一部を改正する訓令案について

渋谷警務部長から、滋賀県警察の組織の細目等に関する訓令の一部を改正する訓令案について報告があった。その際、高橋委員から「現場の執行力強化に向けて改正いただき、ありがたい。」旨の発言があった。

(3) 滋賀県警察職員の標準的な職を定める訓令の一部改正について

渋谷警務部長から、滋賀県警察職員の標準的な職を定める訓令の一部改正について報告があった。

(4) 令和3年2月中における情報公開請求等の状況について

警察から、令和3年2月中における情報公開請求等の状況について報告があった。

(5) 令和3年2月中の犯罪情勢について

笹井生活安全部長から、令和3年2月中の犯罪情勢について報告があった。その際、大塚委員長から「警察による地道な活動により犯罪の抑止がなされている。引き続き広報や啓発などの活動をしていただきたい。」旨の発言があった。

(6) 令和3年2月末の交通事故発生状況について

熊谷交通部長から、令和3年2月末の交通事故発生状況について報告があった。その際、大塚委員長、高橋委員から「啓発などの地道な活動が交通事故の減少となった。ありがたい。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

会計課、警務課から警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、15件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出について報告があり、これを了承した。

(3) 公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について報告があり、これを了承した。

(4) 公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 行政不服審査法に基づく審理経過調書について

警察から、行政不服審査法に基づく審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(6) 行政不服審査法に基づく決裁書について

警察から、行政不服審査法に基づく決裁書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(7) 審査請求に伴う滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問について

警察から、審査請求に伴う滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問について説明があり、これを了承した。

(8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について

警察から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について報告があり、これを了承した。

(9) 乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について

警察から、乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(10) 臨時適正検査に係る指定医の指定について

警察から、臨時適正検査に係る指定医の指定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(11) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231